

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第2号

長岡中学校（体育館・南西棟）防水・外壁改修工事請負契約
の変更について

長岡中学校（体育館・南西棟）防水・外壁改修工事の請負契約を次のとおり
変更する。

令和4年1月21日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

工 事 名	長岡中学校（体育館・南西棟）防水・外壁改修工事	
請負金額	変更前	197,780,000円
	変更後	202,426,400円
請 負 人	長岡京市井ノ内広海道16番地1 株式会社辻工務店 代表取締役 辻 正 志	

(参考)

建築工事において、受水槽基礎改修の追加及び外壁改修範囲の変更等を行うものである。

(資料)

1 工事場所

長岡京市天神4丁目地内

2 変更工事概要

- ・受水槽基礎改修の追加
- ・外壁改修範囲の変更
- ・加圧給水ポンプ配管の迂回

3 変更請負代金

当初請負金額 197,780,000円

変更請負金額 202,426,400円

(4,646,400円の増額)

4 工期

変更なし

